

府中市国民保護計画の修正について

1 趣旨

本市では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)及び東京都国民保護計画に対応するため、府中市国民保護計画(平成19年3月)。以下「市計画」といいます。)を策定し、国民の保護のための措置を推進してきましたが、東京都国民保護計画の変更(平成27年3月)及び府中市の組織改正に対応するとともに、より一層の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市計画を一部修正するものです。

2 内容

市計画を、別紙「府中市国民保護計画修正案 新旧対照表」のとおり修正を行います。

なお、主な修正内容は、次のとおりです。

(1) 東京都国民保護計画の変更に伴う修正

ア 国の防災機関との通信連絡に、「緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)」「全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用する旨を明記します。

イ 安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を活用する旨を明記します。

ウ 国の現地対策本部長が、現地対策本部と関係地方公共団体による「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合、市対策本部も参加し相互協力に努める旨を明記します。

エ 「地域版パートナーシップ」を活用し、警視庁(府中警察署)を始め、関係行政機関、民間事業者、と連携して、危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の強化に取り組む旨を明記します。

オ 東京都が策定した「東京都大規模テロ等対処マニュアル」を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する旨を明記します。

カ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態への対処を重視していく旨を明記します。

(2) 府中市の組織改正に伴う修正

府中市の組織改正に伴い、市計画に定める組織の名称等の修正を行います。

(3) 加筆、削除等の所要の修正を行います。